

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月4日

埼玉県公安委員会委員長 原 敏 成

埼玉県公安委員会規則第10号

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則（昭和29年埼玉県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のとおり改める。

第3条 勤務の性質により制服の着用を要しない警察官については、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、令和7年7月4日から施行する。